

## 70. 12

移転登録申請等と同時にされた登録名義人の表示の変更又は更正の登録の申請において移転登録申請書等に添付された委任状を援用し、委任状の添付を省略した場合の取扱い

標記の場合には、移転登録申請書等に添付された委任状（その写しを含む。以下同じ。）に例えば、「特許第〇〇〇号移転登録申請に関する一切の件」が委任事項として記載されていれば、特に登録名義人の表示変更又は更正の登録の申請に関する事項が委任事項として記載されていなくとも省略を認める。

（説明）

登録の申請の手続についての委任状には、権利の特定及び申請の種別等委任事項を具体的に記載することが必要であるが、移転登録申請等と同時にされた登録名義人の表示の変更又は更正の登録の申請は、移転登録申請等に連なる手続であることから、例えば「特許第〇〇〇号移転登録申請に関する一切の件」と記載されている場合には、委任事項に特に明記されていなくても、登録名義人の表示の変更又は更正の登録の申請に関する事項も含まれるものとして取り扱う。

（改訂令和4・10）